

民主主義の思想的基礎

岡崎, 晴輝
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7410573>

出版情報 : 政治研究. 73, pp.1-39, 2026-03-31. Institute for Political Science, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



民主主義の思想的基礎

岡
崎
晴
輝

- 第一節 序論
- 第二節 民主主義の道具的価値論
- 第三節 民主主義の内在的価値論
- 第四節 集合的自己決定論
- 第五節 結論

昭二〇・一〇・二九 我が国デモクラシーの諸問題 …… 民主政が民のため、政治たるよりも、民による政治を必須要件とする以上、天皇が大権の下に政治的決断を最後の決定するのでは——よしそれが今度の終戦の場合のごとく結果的に国民の福祉になつた場合でも——如何にしても民主制の根本原則に反する。(丸山 1998: 8)

第一節 序論

本稿の目的は、なぜ民主主義が望ましいのか、民主主義の思想的基礎を探究することである。⁽¹⁾ 民主主義には様々な定義があるが、無用な異論がでないように、政治共同体に属するすべての成年構成員が参政権を有する政治体制であると抽象的に定義しておくことにしたい。

周知のように、西洋政治思想史の長い伝統では、民主主義という言葉は「はなはだいかがわしい言葉」であり、それが肯定的に評価されるには第一次世界大戦をまたなければならぬ(福田 1977: 3)。その後、第二次世界大戦において民主主義が全体主義にたいする勝利を収め、民主主義の思想的優位が確立した。その結果、いかなる民主主義が望ましいか——エリート民主主義か参加民主主義か、多数型民主主義か合意型民主主義か、等々——という論争は生じて、そもそも民主主義が望ましいか否かは問題にされなかった。共産主義諸国ですら「人民民主主義」を掲げたのである。ところが近年、民主主義体制の外部では権威主義体制、民主主義体制の内部ではポピュリズムやテクノクラシーが台頭し、民主主義の基礎が揺らぎ始めている。その結果、民主主義の思想的基礎を固め直す必要が生じている。民主主義の思想的基礎が活発に議論されているのは、このためにほかならない(福家 2022: 5-6)。

現代政治理論では、民主主義の思想的基礎は、道具的価値(instrumental value) vs. 内在的価値(intrinsic value) なし非道具的価値(non-instrumental value)と二つを枠組みで議論されてきた。⁽²⁾ 民主主義の道具的価値論は、民主主義的

意思決定手続きが正しい決定をもたらすがゆえに民主主義は望ましいとする(手段としての民主主義)。他方、民主主義の内在的価値論は、民主主義的意思決定手続きそれ自体が望ましいとする(目的としての民主主義)。シモーヌ・チュンバースの『現代民主主義論』(二〇二四年)の前半では、道具的価値と内在的価値という枠組みで民主主義の価値論争が整理されている(Chambers 2024: Chapters 2-7, cf. 栗田/山口 2025)。また、スタンフォード哲学百科事典の「民主主義」の項目でも、民主主義の正当化論が道具的価値と内在的価値・非道具的価値という二分法で整理されている(Christiano and Baiji 2024 [2006])。

ところで、私は『政治研究』第五二号に「市民自治と自己決定の理念」(二〇〇五年)を掲載し、民主主義の思想的基礎を集合的自己決定に求めた(岡崎 2005)。しかしその後、民主主義の価値論争を通じて民主主義の思想的基礎に関する政治理論が発展したため、それを踏まえて「市民自治と自己決定の理念」における集合的自己決定論を発展させることにしたい。本稿では、まず民主主義の道具的価値論(認識的民主主義論、平和的民主主義論)と民主主義の内在的価値論(平等的民主主義論、自由的民主主義論)との論争を整理・検討したい(第二節・第三節³)。そして、そうした民主主義の価値論争を踏まえ、民主主義の思想的基礎として、決定の影響を受ける者すべてが決定に参加できるようにすべきであるという集合的自己決定論を提示したい(第四節)。

第二節 民主主義の道具的価値論

民主主義の道具的価値論は、民主主義の内在的価値論とは違い、民主主義を目的として擁護するのではなく、ある目的のための手段として擁護する。それらの目的には多種多様なものがある。たとえば、有益な結果と市民の教育(ミル 2019: 50-64)、正義と幸福(ブライス 1929: 63)、社会主義(ヘルンシュタイン 1974: 188)などである⁴。現代政治理論にお

いても、これらの道具的価値論が否定されているわけではないが、議論の中心にあるのは認識的民主主義論と平和的民主主義論である。⁽⁵⁾

1 認識的民主主義論

認識的民主主義 (epistemic democracy) 論とは、民主主義は他の政治体制に比べて正しい決定をもたらしやすいがゆえに望ましいとする議論である。⁽⁶⁾ その嚆矢となったのは、ジョシユア・コーエンの「民主主義の認識的構想」(一九八六年)である (Cohen 1986, cf. Estlund and Landemore 2018: 114)。その後、デイヴィッド・M・エストランドが『民主的権威——哲学的枠組み』(二〇〇八年)において認識的民主主義論を発展させた。エストランドによれば、規範的民主主義論は民主主義の手続的価値を重視してきた。その一つである「公正な手続主義」(fair proceduralism)は、民主主義が正統性・権威性を有するのはそれが公正な手続きであるからだとするが、コイントスによる決定も許容してしまい、民主主義を正当化することができない。これにたいして、エストランドの「認識的手続主義」(epistemic proceduralism)は、民主主義の認識的価値を重視する。民主主義が正統性・権威性を有するのは、投票によって法や公職者を決定したほうが、コイントスによって決定するよりも正しい決定をする傾向があるからだというのである。だが、正しい決定をできるのはむしろエピストラシー (知者統治) なのではないだろうか。エストランドは「適格な受容可能性の要件」(qualified acceptability requirement) に訴えかけて、エピストラシーを退ける。エストランドによれば、専門的知識があるから政治的権威を持つ (ベキだ) という推論は「専門家⇨支配者の誤謬」(expert/boss fallacy) である。また、教育を受けた人々は特定の社会集団に偏っているため、認識的価値を損ないかねない。それゆえ、エピストラシーは、適格な受容可能性の要件からは受け入れられないというのである (Estlund 2008, esp. Chapters 1, 6, 11, cf. 田畑 2017; Chambers 2024: 120-122)。⁽⁷⁾

その後、認識的民主主義論を発展させたのが、エレーヌ・ランデモアの『民主的理性——みんなが決める政治の正しさ』(二〇一三年)である。ランデモアによれば、民主主義的意思決定手続きは、「愚かな多数者による支配」という偏見とは裏腹に、政治的に正しい決定をもたらしやすい。ここでは、「包摂的な熟議」と「多数決」という二つのメカニズムにより、十分な「認知的多様性」(cognitive diversity)が確保されるため、人民の集合知としての「民主的理性」(democratic reason)が育まれやすいからである。ただし、包摂的な熟議も多数決も、それがうまく働く適切な条件の下でなされなければならない。そうした条件の下であれば、民主主義的意思決定手続きは、エピストラシーなどの非民主主義的意思決定手続きに比べて、認識的に優れたパフォーマンスを発揮するといっているのである (Landemore 2013 = 2025)。

ランデモアによれば、民主主義の認識的次元に目を向けたのがエストランドであるが、エストランドは熟議には「情報を共有する特性」があると想定したにとどまる (Landemore 2013: 6, 48 = 2025: 上 21, 91)。これにたいしてランデモアは、ルー・ホンとスコット・ペイジの「多様性は能力に勝る定理」(Diversity Trumps Ability Theorem)というDTA定理に依拠する。ただし、シモーヌ・チェンバースによれば、ランデモアは単にDTA定理に依拠したのではなく、それを民主主義に親和的なものと拡張した。第一に、DTA定理に「民主的包摂性」を組み込んだこと(「数は能力に勝る」(Number Trumps Ability Theorem) (Landemore 2013: 104 = 2025: 上 192))。第二に、DTA定理に「熟議」を組み込んだこと。そして第三に、DTA定理に「抽選」を組み込んだこととある (Chambers 2024: 113-114)。その後、ランデモアは、こうした『民主的理性』の延長線上に『開放的民主主義——二一世紀にふさわしい人民による統治の再創造』(二〇二〇年)を公開し、抽選制などを組み込んだ『開放的民主主義』の構想を提示している (Landemore 2020)。⁽⁸⁾

2 平和的民主主義論

民主主義を道具論的に正当化するもう一つの重要な理論は、平和的民主主義 (Pacific democracy) 論である (共有された概念がないため、私が名付けたものである)。

(1) 平和的政権交代論 そのうち、民主主義は暴力革命やクーデターを回避することができるため望ましいとするのが、平和的政権交代 (peaceful alternation of power) 論である。それによれば、民主主義以外の体制では、平和的な政権交代が困難であるが、民主主義は平和的な政権交代を可能にし、暴力革命やクーデターといった暴力を回避することができるというのである。

カール・ポパーは「民主主義の理論について」(一九八七年)において、民主主義の意義を「流血なしの政権の解任」に求めている。ポパーによれば、民主主義の意義は、投票により流血なしに政権を解任できることである。そうした解任の可能性があれば、どんな政権でも、有権者を満足させるように行動する強いインセンティブを持つからである。ポパーは、こうした民主主義論に基づいて比例代表制 \parallel 多党制を批判する。比例代表制では多党制になり、政権の樹立が難しくなるだけでなく、政権の解任も難しくなる、と (Popper 1987 = 2013)。

アダム・プシエヴォスキは「民主主義の最小主義的定義——一つの擁護」(一九九九年)において、こうしたポパーの基準 (最小主義) に依拠して民主主義を擁護している。プシエヴォスキは、ヨーゼフ・シュンペーターに倣い、民主主義とは統治者を選挙で選出するシステムであると定義する。そうした意味での民主主義は、どのように正当化することができるのであろうか。プシエヴォスキによれば、統治者を選挙で選出したとしても、決定が合理的になったり、政府の代表性が確保されたり、所得の分配が平等になったりするわけではないため、これらの基準で民主主義を正当化することはできない。しかし、ポパーが言うように、統治者を選挙で選出することができれば、暴力を回避することができるであろう。すなわち、抽選によって政権交代が生じる可能性があるだけでも、各政治勢力はルールを遵守するように

なり、政権を担う勢力も節度を保つようになるであろう。さらに選挙が行われれば、投票結果を通じて力関係が明らかとなるため、勝者も敗者もルール違反や暴力の行使を控えるようになるであろう。こうしてプシエヴォスキは、ポパーの最小主義的な基準によって、シュンペーターの最小主義的な民主主義の構想を擁護するのである (Przeworski 1999, cf. Przeworski 2018: 113-118 = 2021: 151-157)⁽⁶⁾。

最近では、デイミトリ・ランダとライアン・ペブニックが『代議制民主主義——一つの正当化論』(二〇二五年)において、こうした平和的政権交代論を「社会的平和」論として提示している。ランダとペブニックによれば、プシエヴォスキをはじめとする最小主義者は、選挙制が社会的平和をもたらすとして代議制民主主義を正当化する。ただし、選挙制が社会的平和をもたらすメカニズムについては、幾つかの説明がある。第一に、選挙で力関係がハッキリするため、勝者と敗者の対立が激化しにくいであろう。第二に、選挙を中止すれば、市民が大規模な抗議行動を起こす可能性が高いため、敗北しそうであっても選挙を実施し、その結果を受け入れるであろう。第三に、政権交代があるため、敗者も再起を期して、敗北という結果を受け入れるであろう。ランダとペブニックは最小主義に与しつつも、これらの説明では不十分であるとして、次の二つのメカニズムを定式化する。代議制民主主義では、第一に、好ましくない指導者を解任する社会的コストが小さいため、人々は暴力に訴えかけようとはしないであろう。第二に、「制度的補強」により、指導者も手続的規範に従い、選挙で敗北すれば権力を平和的に手放すであろう。代議制民主主義は、これら二つのメカニズムを通じて社会的平和を実現しやすいため、非民主的メリトクラシー(と恐らくロトクラシー)よりも優れているというのである (Landa and Pevnick 2025: Chapter 6)。

(2) **民主的平和論** 他方、民主主義が外国との戦争を回避するのに寄与するとするのが「民主的平和」(democratic peace)論である。それによれば、民主主義国同士は、戦争になることもないわけではないが、総じて戦争を起こしにくいというのである⁽¹⁰⁾。文部省が第二次世界大戦後に作成した『文部省著作教科書 民主主義』(一九四八—一九四九年)にも「国

民の多数の意志が政治を動かすしくみになっていけば、戦争の起るおそれは非常に少なくなる」と記されており（文部省 1995: 338）、日本では馴染みの深い議論であろう。

現代政治学では、ブルース・M・ラセットの『バクス・デモクラティア——冷戦後世界への原理』（一九九三年）が大きな影響を与えてきた。ラセットによれば、民主主義国家同士が戦争を起こすことは、ないわけではないが、ほとんどない。なぜなのであるうか。一つの説明の仕方は、紛争の平和的解決という国内の規範的制約が国家間の紛争解決にも適用されるからだというものである（規範的モデル）。もう一つの説明の仕方は、民主主義国家では権力分立、抑制と均衡といった制度的制約があるため、紛争解決のための十分な時間があつたり、奇襲攻撃がなかつたりするからだというものである（構造的モデル）。ラセットは、規範的制約と制度的制約は相互に補強し合っているとしつつも、規範的制約のほうが強く作用していると結論付けている（Russett 1993 = 1996, esp. 1993: 119 = 1996: 197-198）。

ジャック・S・レヴィとウィリアム・R・トンプソンによれば、民主主義国同士では戦争になりにくいという点では意見の一致があるが、その理由については、意見の一致を見ていない。すでに見たラセットのように民主主義の文化・規範を重視する者もいるが、抑制と均衡、権力の分散、報道の自由といった民主主義の制度的制約を重視する者もいる。このように意見の一致は見られないが、モデルの精緻化は見られるというのである（Levy and Thompson 2010: 104-111）。これらの議論は、民主主義が戦争を回避しやすいという経験的議論であるが、戦争を回避するためには民主主義を採用することが望ましいという規範的議論の経験的基礎になりうるものである。¹¹

3 再行主義的民主主義論

ところで、日本において民主主義の価値を早くから考察していた政治学者に、根岸毅がいる。根岸は、すでに一九八二年に「政治における試行錯誤の機会——もうひとつの民主主義論」（一九八二年）を公表し、ほぼ独力で民主主義の思

想的基礎を探究していた（根岸 1982）^[21]。

その根岸は、研究の集大成となる『原理主義と民主主義』（二〇〇三年）において、民主主義の価値の論証を最終的に提示している。根岸によれば、「進歩」は定義上、普遍的価値である。人間には「間違いを起こす」可能性がある以上、「進歩」を実現するためには、その必要条件として選択をやり直す機会が確保されなければならない。ところが、思考方法としての原理主義は、政治的にはテロリズムをもたらし、そうした「やり直しの機会」を確保することができない。他方、思考方法としての「再行主義」は、政治的には民主主義をもたらし、自分だけでなく他者にも「やり直しの機会」を保障するため、「進歩」を可能にする。しかも、流血なしに意見の対立を収めることができるため、再行主義≡民主主義は原理主義≡テロリズムに優っているとこのうのである（根岸 2003: 21-48, 99-134）。

民主主義の価値論争を踏まえると、根岸の再行主義的民主主義論は、認識的民主主義論と平和的民主主義論を双方とも含んでいると解釈することができるであろう。ただし注意すべきは、根岸の認識的民主主義論には独自性が見られることである。第一に、認識的価値の実現を動態的に捉え、「間違い」の「やり直し」という過程（プロセス）に求めていることである^[13]。第二に、民主主義の認識的価値の根拠を多様性や熟議に求めているのではなく、「やり直しの機会」に求めていることである。これらの点は、根岸の認識的民主主義論のユニークな点であるといえるであろう。

4 検討

さて、以上の道具論的基礎付けをどのように評価すべきであろうか。たしかに、いずれの道具論的基礎付けも、それなりに成功を収めているように思われる。しかし、道具的価値論だけでは、次節で検討する民主主義の内在的価値を見落とし、民主主義の思想的基礎の一部しか捉えることができない。それ以上に深刻なのは、認識的民主主義論や平和的民主主義論が民主主義の自己否定や矮小化といった脆弱性を抱えていることである。

まず、認識的民主主義論は、知者のほうが正しい決定を下しやすいという批判に直面するであろう。たしかに、エストランドやランデモアの認識的民主主義論は、ジェイソン・ブレナンのエピストクラシー論 (Brennan 2017 = 2022; Brennan and Landemore 2022: Part I) と同じ認識的価値という土俵に上がっているため、エピストクラシーに転化するおそれがあるだろう。たとえば、マリア・パウラ・サッフォンとナーディア・ウルビナティは、認識的民主主義論とエピストクラシーの「区別は確固たる根拠に基づくものではない」と批判し、「正しい決定が政治の目標なのであれば、なぜ最も賢い人々だけで統治すべきではないのか」と疑問を呈している (Saffon and Urbinati 2013: 446; cf. 福家 2022: 11-12)。

こうした批判にたいして、内田智はランデモアに依拠して、認識的民主主義論が民主主義の否認に至るわけではないと反論する。内田によれば、認識的価値をもたらすためには認識的多様性が必要であり、そのためには、すべての構成員が熟議プロセスに包摂される必要がある。それゆえ、民主主義はそれ以外の政治体制に比べて優れた認識的特性を有しているというのである (内田 2019: 287-294)⁽¹⁴⁾。内田の反論には傾聴すべき点があるが、内田の反論では、熟議における民主主義は擁護することはできても、決定における民主主義を擁護することはできないであろう。すなわち、全員による熟議を踏まえて一部の者が決定するというエピストクラシーを退けることができないであろう。ランデモア自身も、ジェイソン・ブレナンのエピストクラシーを退けつつも、「純粋な判断集計では包摂性と集団の能力とのあいだには厳密なトレードオフがあり、若干の無能な声を包摂することですら、集合的決定の集計的価値を減ずる可能性がある」と認めているのである (Brennan and Landemore 2022: 201; cf. Landemore 2013: 166 = 2025: 下 78)。

他方、平和的民主主義論は、民主主義の内在的価値を捉え損なっているだけでなく、民主主義の可能性を矮小化するという問題を抱えているように思われる。たしかに、民主主義が国内平和・国際平和をもたらしやすいという論拠は、重要な論拠であろう。また、認識的民主主義論とは違い、エピストクラシーに転化する危うさもないであろう。しかし、

民主主義を平和のための手段であると捉えた場合、民主主義における自由や平等という価値を捨象しているため (Sifton and Urbanati 2013: 456-457)、民主主義でありさえすれば、どのような民主主義でもかまわない、ということになりかねない。たとえば、市民の政治参加を選挙に限定する受動的民主主義でもよく、それどころか、「非合理的な」大衆の政治参加を選挙に限定する受動的民主主義のほうがよい、ということになりかねない。そうなれば、民主主義における参加や熟議という契機は切り捨てられてしまうであろう。¹⁵⁾

このように考えると、民主主義の道具的価値を全面的に退ける必要はないが、道具的価値論は、次節で検討する民主主義の内在的価値を捨象する一面性を抱えているだけでなく、民主主義の自己否定や矮小化といった脆弱性を抱えているため、採用するにしても民主主義の補助的な思想的基礎にとどめておくべきであろう。シモーヌ・チュエンバースは、道具的価値論も内在的価値論も共に必要であると結論付けているが (Chambers 2024: 125-126)、私は、脆弱性を抱えた道具的価値論が内在的価値論と同等であるとは考えない。その理由を示すため、次節では内在的価値論を整理・検討していくことにしたい。

第三節 民主主義の内在的価値論

民主主義の道具的価値論が、ある目的を達成する手段(道具)として価値があるとして民主主義を擁護するのにたいして、民主主義の内在的価値論は、民主主義それ自体に目的としての価値があるとして民主主義を擁護する。

1 平等的民主主義論

民主主義の内在的価値を平等 (equality) に求めるのが平等的民主主義論であり、その代表的理論家はトマス・クリス

テイアーノ、ニコ・コロドニ、ダニエル・ヴィーホフであろう。⁽¹⁶⁾

(1) **公開的平等論** 平等的民主主義論の代表的理論家の一人がトマス・クリスティアーノである。⁽¹⁷⁾ クリスティアーノは『多数派の統治——民主主義論の根本問題』(一九九六年)において、民主主義の価値を自由を求める「自己統治」論を批判し、それを平等に求める議論を支持している。クリスティアーノによれば、民主主義の価値を自由を求める議論には、直接的構想、認識的構想、構築的構想といったバリエーションがあるが、いずれの構想も次の二つの問題を回避しえない。第一に、政治参加以外でも自由を実現することは可能である。なぜ政治参加が自由にとって必要不可欠だといえるのか(政治的自由と非政治的自由とのトレードオフの問題)。第二に、複雑な社会では全員一致は不可能である。多数決で負けた人々が自由であるといえるのか(デモクラシーと自由の両立不可能性の問題)。これらの問題を回避するためには、民主主義の価値を自由ではなく平等に求める必要があるというのである。クリスティアーノによれば、正義が要請するのは、市民の利益が平等に考慮されることである。その際、集合財に関する市民の利益が促進されるためには、集団を拘束する集合的意思決定があることが欠かせない。そして、利害が対立し判断が一致しない多元的社会では、集合的意思決定に影響を及ぼすための手段・資源——票、選挙運動資金、情報源へのアクセス——が平等に分配されることが欠かせない。こうして、正義は利益の平等な考慮を要請し、さらには政治的平等⇨民主主義を要請するというのである (Christiano 1996: Chapters 1-2)。

こうした平等的民主主義論を発展させ、「公開的平等」(public equality)論を打ち出したのが、クリスティアーノ『平等の国制』(二〇〇八年)である。⁽¹⁸⁾ クリスティアーノによれば、人々は平等な道德的地位を有しており、人々の利益は平等に促進されなければならない。その際、我々の世界には不一致、多様性、可謬性、認知的バイアスという背景的条件が存在するため、また、それに関連する利害関心が存在するため、各人の利益が平等に尊重されるだけでは十分ではない。各人の利益に関する各人の「判断」が平等に尊重される必要があり、そのためには、人々が平等者として処遇され

るだけでなく、人々が平等者として処遇されていると見られ得る (can be seen) 必要がある。こうした「公開的平等」ないし「利益の平等な促進の公開的实现」を満たすのが自由主義的諸権利や最低限の経済的諸条件であり、民主主義である。こうした平等主義的観点からすれば、民主主義は他の目的を実現するための手段として道具論的に擁護されるべきではなく、目的それ自体として非道具論的に擁護されなければならないのである (Christiano 2008: Chapters 1-3)。

(2) **社会的・関係的平等論** クリストイアーノの「公開的平等」論と近いが、ニュアンスを異にしているのが、ニコ・コロドニーの「社会的平等」(social equality) 論とダニエル・ヴィーホフの「関係的平等」(relational equality) 論である。ここで重視されるのは、平等の社会性ないし関係性である。

コロドニーは「誰をも支配しない I・II」(二〇一四年) において、「社会的平等」によって民主主義を正当化しようとする。コロドニーによれば、人々は広範な道德的権利・義務を有する存在であるため、社会的優位／社会的劣位という関係は不適切であり、相互に社会的に平等な存在でなければならぬ。そうした社会的平等を実現するためには、財の公正な分配だけでは十分ではなく、権力 (power)、事実上の権威 (*de facto* authority)、『考慮』(consideration) における非対称性を解消しなければならない。その際、決定的に重要になるのが民主主義、すなわち、政治的決定に影響を及ぼす機会を平等に享受することである。なぜならば、政治的決定は、非自発的な服従、最終的な権威、強制力の行使という特徴を有しているからだといえるのである。(Kolodny 2014a, 2014b, esp. Kolodny 2014a: 226)。

その後、コロドニーは『序列——哲学的問題としての社会的ヒエラルヒー』(二〇一三年) において、民主主義の要求は、誰も劣位に立たされるべきではないという「反劣位性の要求」(claims against inferiority) から説明されなければならないと定式化している。⁽¹⁹⁾「民主主義とはみずから統治するという問題であるよりも、他者に統治されないようにするという問題である」(Kolodny 2023: 6)。同書で注目に値するのは、死者による決定やくじ引きによる決定を除外する論

扱を發展させていることである。「誰も支配しない、Ⅱ」では、投票はくじ引きに比べて実質的に信頼できるといふ論扱を提示していたが (Kolodny 2014b: 313-314)、『序列』では、複数の論扱を挙げている。コロドニーによれば、平等な影響力という論扱に訴えかければ、正の影響力を擁護することができるであろう。また、ゼロの影響力よりも実質的に信頼できるといふ論扱や、人々が公職者を統制できるといふ論扱に訴えかけても、正の影響力を擁護することができるであろう (Kolodny 2023: 325-327, 332)。

ヴィーホフも「民主的平等と政治的権威」(二〇一四年)において、「社会的平等」とほぼ等しい「関係的平等」によって民主主義を正当化しようとする⁽²⁰⁾。ヴィーホフによれば、なぜ民主主義的に制定された法は権威を有し、人々はそれに従う道徳的義務を有するのか。それは、法が平等主義的手続きによって制定されたからである。ただし、そうした平等主義的権威要求をする理論でも、「公正としての平等」論やクリスティアーンの「判断の公開的承認の平等」論では、法の権威を正当化することは難しい。これにたいして、ヴィーホフの「関係的平等」論は、民主主義のような平等主義的手続きによって制定された法の権威を正当化することができるという。ヴィーホフによれば、人々の関係は平等者同士の関係であるべきであるが、そのためには平等な考慮や平等な権利だけでは十分ではない。関係的平等を実現するためには、不平等な権力を除去し、ある人が別の人に従属しないようにしなければならない。そうした「非従属」(nonsubjection)を実現するためには、当事者がほぼ平等な権力を持つだけでなく、当事者が平等な権力にコミットすることが欠かせない。こうした関係的平等は個人的関係だけでなく、同胞との政治的関係にも当てはまる。だが、我々の政治生活には意見の不一致があり、そうした条件の下で、他者に服従することなく行為を調整するためには、平等主義的手続きが採用されなければならない。のみならず、その法がその内容如何に関わらず権威を有し、その法に異論がある人でも従わなければならないというのである (Viehoff 2014)。

このようにヴィーホフは、関係的平等が民主主義という平等主義的手続きを正当化するとするが、結論では、それが

コイントスのような平等主義的手続きも正当化しうることを認めている。そして、コイントスではなく民主主義を正当化するためには、認識的優位性や政治的主体性といった平等以外の考慮も必要かもしれないと示唆している (Viehoff 2014: 375)。

2 自由的民主主義論

他方、民主主義の内在的価値を自由 (freedom) に求めるのが、自由的民主主義論である。それによれば、個人が自由であるためには、みずからに関する事柄のみならずから決定できなければならないように、集団が自由であるためには、その集団に関する事柄のみならずから決定できなければならないというのである。論者によつては、「自己決定」(self-determination)、『自己統治』(self-government)、『自律』(autonomy)、『著者性』(authorship) といった概念を使用することもある。⁽²¹⁾ 消極的自由 (liberty) に依拠する自由的民主主義論が道具的価値論であるとすれば、共和主義的自由 (freedom) に依拠する自由的民主主義論は内在的価値論であると位置づけることができるであろう。

現代政治理論では、ファイリップ・ペティットとクリスティアン・F・ロストブルが自由的民主主義論の代表的理論家である。⁽²²⁾ ペティットは『人々の立場から——共和主義的な民主主義の理論とモデル』(二〇一二年)において、共和主義的自由により民主主義を正当化しようとする。ペティットによれば、共和主義的自由は「非支配」(non-domination) を意味する。この非支配としての自由は、水平的関係 (市民—市民) における社会正義に加えて、垂直的關係 (市民—国家) における政治的正統性ないし民主主義を要請する。後者の政治的正統性＝民主主義に関して言えば、自由を「非干渉」(non-interference) として捉えた場合、いかなる国家も市民の自由を侵害せざるをえない、ということになる。しかし、非支配として捉えた場合、市民が国家による干渉を「統制」(control) できるのであれば、国家は市民の自由を侵害している、ということにはならない。そうした統制のためには、しかし、選挙だけでは十分ではなく、市民や集団が

「異議申立て」(contestation) であることが重要であり、政府が「混合政体」(mixed constitution) であることが重要だと主張している (Petit 2012, cf. Petit 2014: Chapter 5)。

このようにペティットは、支配・従属関係を自由の問題として解釈し、それによって民主主義を正当化している。この点は、ヴァーホフが支配・従属関係を平等の問題として解釈しているのとは対照的である。

さて、こうしたペティットの自由的民主主義論が内在的価値論であるか否かは、必ずしも明らかではない。ロストブルは「非支配と民主的正統性」(二〇一五年)において、ペティットの『共和主義』(一九九七年)や『自由の理論』(二〇〇一年)の自由的民主主義論は道具的価値論であったが、『人々の立場から』(二〇一二年)では内在的価値論に近づいたと解釈し、民主主義は「非支配としての自由」にとって内在的価値を有すると論じている (Rostbøl 2015b: 429-432)。

そのロストブルは、同年に公開された「民主主義の非道具的価値——自由論」(二〇一五年)では、クリスティアーンとエストランドに批判を加える。ロストブルによれば、民主主義を非道具的価値(平等)によって正当化する論者(クリスティアーン)と、民主主義を道具的価値(認識的基準)によって正当化する論者(エストランド)が論争を繰り返したが、いずれも「自由」(freedom)を捨象しており、民主主義を正当化するのに失敗している。エストランドの道具的価値論では、非民主主義的な意志決定のほうがいい結果をもたらすということになった場合、民主主義を正当化することができなくなる。他方、クリスティアーンの非道具的価値論は人々の利益ないし幸福を規範の中核に据えているため、認識的価値論からの批判に脆弱であり、結局は道具論に陥らざるをえない。民主主義の規範の中核に据えられるべきは、幸福ではなく「自律」(autonomy)でなければならない。人々が相互の自律を尊重し、誰もが支配されないようにするために、すべての人々が「集合的自己立法」(collective self-legislation)に参加できるようにしなければならない (Rostbøl 2015a, cf. Rostbøl 2015b; Rostbøl 2020)⁽²³⁾。

3 検討

平等的民主主義論は、すべての人を平等に処遇するという論拠で民主主義を正当化することに成功しているようにも見える。しかし平等的民主主義論は、民主主義を正当化できないかもしれない。コロドニーやヴィーホフも認めているように、死者による決定やくじ引きによる決定でも、平等という価値を侵害しない (Kolodny 2014b: 312-314; Kolodny 2023: 325-326; Viehoff 2014: 375)。しかし我々は、そうした意思決定手続きを民主主義とは呼ばないであろう。そこで、すでに見たように、コロドニーやヴィーホフは平等以外の価値で補強しようとするが、このパッチワークの必要性は社会的に、関係の平等論の脆弱性を物語っている。

これに関連して、小林卓人はコロドニーやヴィーホフの関係の平等論を修正し、民主主義に平等(従属なき関係)という非道具的価値だけでなく、平等を実現するための手段という道具的価値をも見出し、一貫した平等的民主主義論を構築しようと試みている(小林 2019)。小林による修正は、平等的民主主義論を発展させる重要な試みであろうが、依然として脆弱性を抱えているように思われる。その脆弱性とは、修正された平等的民主主義論でも人工知能(AI)による統治を除外できないことである (cf. Zuehl 2016: 18-20; Lovett 2021: 374; Lovett and Zuehl 2022: 469-470; Milioni 2024: 631)。それどころか、様々な利害関係から自由なAI統治のほうが平等主義的政策を推し進めることができるはずば、小林の関係の平等論が要請するのは民主主義ではなくAI統治ということになるであろう。このように考えれば、AI統治に反対するのであれば、少なくとも平等や認識以外の価値にも訴えかける必要があるだろう。⁽²⁴⁾

このように考えると、内在的価値論のなかでも自由的民主主義論のほうが有望であろう。自由的民主主義論であれば、くじ引きによる決定 (cf. Rostböll 2015a: 273-274; Wilson 2021: 213(27)) だけでなくAI統治を除外することができるからである。ただし第一に、自由という概念は抽象的・多義的であるため、いかなる自由が重要なのか、なぜその自由が重要なのかを捉えにくい。第二に、自由的民主主義論では平等も重要な役割を果たしていることを示せない。⁽²⁵⁾ これら二点

を考慮し、私は集合的自己決定 (collective self-determination) としての自由の概念を使用することにした。⁽²⁶⁾ 自己決定という概念は広く知られており、しかも、ほとんどの人が自己決定という価値を支持するはずである。その概念に「集合的」という修飾語を付ければ、単に集団としての自己決定という意味だけでなく、自由・平等な市民による自己決定という含意を持たせることもできるであろう。加えて、かつて私が指摘したように、自己決定という概念を使用すれば、自由主義 (個人的自己決定) と民主主義 (集合的自己決定) を接合させやすくすることもできるであろう (岡崎 2005: 22 (15))。

第四節 集合的自己決定論

1 集合的自己決定論の核心

集合的自己決定論は、以上に述べたように、自由的民主主義論の一つである。政治理論家では、アンナ・ステイルツやジェイク・ズールが (集合的) 自己決定の概念を分析している。ステイルツは、自己決定の対内的側面を「人々の価値や優先順位を反映した政府を選択する権利」であると規定する。そして、我々が自己決定を尊重するのは、我々自身の生活を支配する制度の「製作者」(maker) なし「著者」(author) になるという利害関心に深く根差しているからであるとする (Stilz 2016: 98, 124-125)⁽²⁷⁾。他方、ズールは、集合的自己決定を、市民が共同で社会の主要な制度を統制することであると規定する。そして、そうした「共同市民統制」(joint popular control) は、人々の意志を表出する「表出的機能」(expressive function) と、市民の主体性を拡張する「義肢的機能」(prosthetic function) などを果たすとしている (Zuehl 2016: 1-2, 5, 50-51, 87)。

しかし、こうした集合的自己決定論では、集合的自己決定とは何か、なぜ集合的自己決定が望ましいのか、が説得力を

もって提示されているとは言いがたい。そこで私は、集合的自己決定の定義と論拠に説得力を持たせるために、影響原理 (all-affected principle)、受容可能性原理 (acceptability principle)、熟議民主主義 (deliberative democracy) によって補強することを試みたい。

集合的自己決定論は、端的にいえば、決定が正しいか否かではなく、決定の影響を受ける人々自身が決定したか否かによって民主主義を正当化する²⁸。影響原理は民主主義の「範囲」(scope)との関連で議論されることが多いが、民主主義の「根拠」(grounds)を定める原理でもある (Wilson 2022: 169-170)。事実、ロバート・A・ダールは『革命後?——善き社会における権威』(一九七〇年、改訂版: 一九九〇年)において、「政府の決定によって影響を受ける者はすべて、その政府に参加する権利を持つべきである」という「影響原理」(principle of affected interests)を提示していた (Dahl 1990: 49)。

しかし、なぜ影響を受ける者が決定すべきなのであるうか。まず、集合的という修飾語を外して、自己決定という理念について考えてみよう。我々は、たとえば進学先や就職先、結婚相手をみずから決定したのであれば、仮にその決定が正しくなかったことが判明したとしても、後悔はするかもしれないが、誰のせいにすることもできず、その結果を受け入れざるをえないし、また受け入れることができるであろう。これが受容可能性原理である。なかには、みずからの決定が正しくなかったことが判明した場合、それを他人のせいにする人もいるかもしれない。しかし、ほとんどの人は、そうした責任転嫁が理に合ったものとは考えないであろう。たしかに、石田光規が言うように、「強い個人」を前提にした自己決定⇨自己責任の要求は「息苦しさ」を感じさせるかもしれない。それゆえ、「弱い個人」——「決められない」、「誤った決定をする」、「決めたことを成し遂げられない」——を前提にした「緩やかな自己決定」に修正したほうがよいかもしれない (石田 2025: 27, 43, 87, 189)。この点に留意する必要があるものの、ほとんどの人は自己決定の理念に同意するに違いない。

このことは、医療においてはインフォームド・コンセントとして定着している。医師は患者にたいして診断結果、治療法とそのリスクなどを説明する責任を有しているが、どのような治療をするかは患者が最終的に判断する。仮に手術を選択し、うまくいかなかった場合、医師がパターナリスティックに決定していたら、患者は納得がいかにないに違いない。しかし、医師から十分な説明を受けたうえで、患者自身が手術を選択していたとすれば、どうであろうか。あるいは、自分自身ではどうしても判断がつかないため、医師に一任するという選択をし、医師が手術を選択していたとすれば、どうであろうか。その結果、仮に後遺症が残った場合、患者は手術をしたことを後悔するかもしれないが、医師のせいにすることはできず、その結果を受け入れざるをえないであろう。そして、気持ちの整理とともに、徐々にその結果を受け入れることができるであろう（岡崎 2005: 13 cf. 水野 1990）。

このことが医療だけでなく政治においても当てはまるといえるのが、集合的自己決定の考え方である（cf. Lafont 2006: 1214）。集合的自己決定論者は概して、集合的自己決定とのアナロジーにおいて理解する（Zuehl 2016: 2, 7, 34-36; Stütz 2019: 106-107; Lovett 2021: 374-376）。集合的自己決定論によれば、ある集団が秩序を維持し公共の福祉を向上させていくためには、その集団を拘束する集合的意思決定が不可欠である。その際、政治家や行政機構から十分な情報提供を受けた後、選挙において首長や議員を選出したり、レファレンダムにおいて政策を選択したりすれば、後にその決定が正しくなかったことが判明したとしても、市民はその結果を受け入れることができるであろう。言い換えれば、市民は責任を政治家に転嫁することはできず、その責任をみずから引き受けることができるであろう。そして、次の選挙やレファレンダムに向けて、新しい決定への道を歩みだすことができるであろう。もちろん、そうした集合的自己決定の前提として、政治教育、報道の自由や言論の自由などが欠かせない。

このように集合的自己決定は個人的自己決定と相似しているが、幾つかの相違も見られる。第一に、個人的自己決定の主体は時間が経っても同一性を保持しているが、集合的自己決定の主体はそうではない。集合的自己決定は、歴史的

に形成された政治的単位を前提にして実施されるが、その政治的単位は不変のものではない。民主主義の実践により政治的単位は変更されるのであり、実際、自治体でも国でも分離したり逆に合併したりしている。政治的単位を構成する集合的自己決定は、まだ政治的単位が確定されていない以上、民主主義的ではありえないが、その後、政治的単位を再構成することは可能である (Goodin 2007: 43 = 2008: 129-130)。加えて、政治的単位が不変であったとしても、その構成員は出生・死亡、転入・転出により絶えず入れ替わっている。数十年経てば過半数が入れ替わるし、百年経てば完全に入れ替わるのである。こうした主体の可変性は、個人的自己決定とは決定的に異なっている。

第二に、集合的自己決定は主体という点だけでなく、責任という点でも個人的自己決定とは異なっている。集合的自己決定では、個人的自己決定とは違い、ある政権や政策に賛成した政党・市民だけでなく、反対した政党・市民も含まれるであろう。それゆえ、集合的自己決定に付随する集合的自己責任については、集団で引き受けなければならないが、集合的自己決定に付随する個人的自己責任については、政党・個人ごとに異なるであろう。たとえば、ある政権が侵略戦争を決定した場合、国全体としてその責任を引き受けなければならないが、侵略戦争に賛成した政党・市民のほうはその責任は大きい。「一億総懺悔」説は成り立たない。集合的自己決定の影響は市民全員に及び、集合的自己責任も市民全員に降りかかるとはいえ、市民一人ひとりの責任が等しいわけではない。こうした責任の非対称性は、個人的自己決定とは決定的に異なっている。

これらの相違はあるものの、影響原理と受容可能性という自己決定論の核心部分においては、個人的自己決定と集合的自己決定とのあいだに相違を見出すことはできない。個人的自己決定の場合と同じく、集合的自己決定においても、決定の影響を受ける者が決定すべきである。そして、自己決定の責任を引き受ける覚悟があるからこそ、正しい決定を目指す動機も生まれるであろう。すなわち、集合的自己決定という内在的価値は、正しい決定という認識的価値の心理的基礎でもあるのである。

2 集合的自己決定論批判の検討

ほとんどの人は、こうした集合的自己決定論を支持するであろうが、幾つかの疑問も生じるであろう。第一に、個々の政策決定については、アマチュアである市民には荷が重く、プロである政治家や専門家に任せるべきだと考え、集合的自己決定を退ける人もいるかもしれない。しかし、そうした人でさえ、選挙において政治家を選出するという手続きと、その政治家が専門家を任命するという手続きまでは放棄しないはずである。言い換えれば、直接的な集合的自己決定は手放したとしても、間接的な集合的自己決定は手放さないはずである。そうであるとすれば、政治家や専門家に任せるべきだと考える人でさえ、集合的自己決定という理念自体にコミットしていることになる。

たしかに、集合的自己決定を否定する集合的自己決定、たとえばエピストクラシーを採用するという集合的自己決定は、論理的には可能である。しかし、そのようにして樹立されたエピストクラシーでも、福家佑亮が主張するように集合的自己決定が可能だといえるのであろうか（福家 2019: 58-60; 福家 2022: 137-139）。ほとんどの人は、自分を奴隷にする個人的自己決定が規範的に許されないのと同じく、市民が少数の「知者」に服従する集合的自己決定も規範的に許されないと考えるであろう。憲法学でも、そのように考えられている。芦部信喜によれば、「改正権の生みの親は制憲権であるから、改正権が自己の存立の基盤とも言うべき制憲権の所在（国民主権）を変更することは、いわば自殺行為であって理論的には許されない、と言わなければならない」（芦部 2023: 424）。

ところで、山口晃人は「自己統治は代表民主政を正当化できるか」（二〇二三年）において、自己統治論（＝集合的自己決定論）は少なくとも代表民主政を正当化できないとする。山口によれば、人々は直接民主政では自己統治を享受することはできるが、代表民主政では代表者を選挙できるだけであり、それゆえ自己統治を享受することはできない。代表者は「再選のために世論に配慮する」が、有権者から独立しているため、市民と立法あいだには弱い因果関係しか存在しないというのである（山口 2023: 157-158. cf. 山口 2025: 71-77）。

たしかに、代表者は有権者の単なる代理人ではなく、相対的に自立した存在である。しかし、有権者は代表者に白紙委任するわけではない。政党や候補者は政権公約を掲げて選挙戦を戦い、次の選挙では、その政権公約の実現に努力したか否かが問われるのである。このように、有権者が選挙において代表者だけでなく政策体系も選択していることを考えれば、有権者は代表者の決定を通じて、間接的にはあるが、政策を決定しているといえるであろう。それゆえ、間接民主主義は、集合的自己決定の一形態であると捉えることができるであろう（岡崎 2005: 18-19, cf. Lovett and Zuehl 2022: 486）。⁽²⁹⁾

第二に、不一致 (disagreement) を理由に集合的自己決定を否定する者もいるであろう。たしかに、現代社会では理念や利害が多様化しており、集合的自己決定をする際、全員一致ではない可能性が高い。それどころか、全員一致でないことは、民主主義が機能していることの証拠であると言ええるかもしれない。しかしその場合、少数派は自己決定できていないのではないか、という疑問が生じるのは避けられない。集合的自己決定といっても多数派による自己決定にすぎず、少数派にとっては他者決定にすぎないのだろうか、と。

この問題は、古典的な民主主義論家が直面した難問でもある。シモーヌ・チェンバースが整理したように、ジャン・ジャック・ルソーは「一般意志」によって市民が「自由であるように強制される」ことを主張したが、ハンス・ケルゼンはそうした擬制を退けた (Chambers 2024: 58-64)。ケルゼンは『民主主義の本質と価値』第二版 (一九二九年) において、「可能な限り、多数の者が自由であるべきだ」として、多数決原理を擁護する。その一方で、少数派を保護するともに、少数派が後に多数派になる可能性が認められることが重要だとする (ケルゼン 2015: 23, 73, 129-131)。ここでケルゼンは、少数派には自由 (自己決定) がないとしているのであろうか。必ずしもそうではない。ケルゼンは、多数決といっても「多数者の少数者に対する絶対的支配」ではなく、多数派も少数派も議会に代表を送り、議会という公開の場で議論し、その妥協として団体意志が形成されるとしているからである (ケルゼン 2015: 76-78)。

これを敷衍すれば、少数派は自己決定できないという疑問にたいしては、熟議民主主義的に反論することができるであろう。すなわち、熟議の機会が与えられているのであれば、集合的自己決定への参加という形式だけでなく、集合的自己決定の結果という実質においても、少数派が自己決定できていないとは言い切れない。第一に、少数派も熟議を通じて政策を撤回させたり、一部を修正したりすることができるかもしれない。第二に、仮に修正できなかったとしても、丸山眞男が主張したように、反対が強ければ政策の運用に歯止めをかけることができるであろう（丸山 2014: 391）。このように考えると、少数派は自己決定できていないという批判を受け入れることはできない。

とはいえ、集合的自己決定論者も認めるように、少数民族のように構造的・永続的な少数派がいる」とも認めない（Stitz 2016: 117-124）。たしかに、アダム・ラヴェットとジェイク・ズールが指摘するように、敗者も次の選挙では勝者になるかもしれない。また、政策の各論（国民保健サービスの予算規模）では敗者であるかもしれないが、政策の総論（国民保健サービスの提供）では勝者の一員であるかもしれない。さらに、分権化すれば、小規模・同質的なコミュニティにおける民主的自律がよりよく実現できるかもしれない（Lovett and Zuehl 2022: 487-490）。いずれも説得力のある反論であるが、集合的自己決定の内容が構造的・永続的な少数派を犠牲にするものであれば、少数派にとっては自己決定と呼ぶことはためらわれるに違いない。そこで、そうした事態に陥らないために、「公正」（fairness）の理念によって集合的自己決定の内容を自己規制することが求められるであろうし、憲法によって少数派の権利を保護したり、少数派の発言権や拒否権を制度化したりすることも求められるであろう（岡崎 2005: 16-17）⁽³⁰⁾。さらに、一定の要件を満たせば、少数派が政治共同体から分離独立する権利を保障すべきであろう。

3 影響原理の諸問題

このように、影響原理、受容可能性原理、熟議民主主義は、集合的自己決定論を構成する不可欠の要素である。自己

決定という概念だけでは、決定の影響を受ける者がみずから決定するという事実命題を導出することはできるが、決定の影響を受ける者がみずから決定すべきであるという規範命題を導出することはできない。しかし、影響原理と受容可能性原理で補強すれば、なぜ個人や集団が自己決定すべきなのかを説明することができるであろう。念のため付言すれば、影響原理と受容可能性原理は、集合的的自己決定論だけでなく個人的自己決定論の核をもなしている。また、すでに見たように、熟議民主主義も、不一致の問題に対応するために不可欠である。

このうち、影響原理については、ソフィア・ネーストレンや松尾隆佑なども認めているように、幾つかの難問に直面することは否めない (Nässström 2011: 126-131; 松尾 2026: 127-128)。そこで、とりわけ重要なものとして、二つの問題を検討したい。

第一に、より多くの影響を受ける者はより多くの発言権を持つべきなのか、という問題である。たとえば、高額納税者は一票以上の投票権を持つべきなのであろうか。これに関連して、瀧川裕英は「一人一票の原則を疑う」(二〇二二年)において、一人一票の原則は影響原理ではなく承認原理、特に平等な承認原理に依拠していると解釈している。瀧川によれば、影響原理は「より大きな影響を受ける人に、より多くの票を配分すべきである」とするため、一人一票制ではなく、若者に多くの票を配分する余命制などを正当化するというのである (瀧川 2022: 226-231)。

しかし、影響原理だけで一人一票の原則を擁護することができるようには思われる。たしかに、国や自治体の政策は、市民に異なる影響を与えることも少なくない。たとえば、消費税率を引き上げれば、家計に大きな影響を受ける者もいれば、それほどではない者もいるであろう。しかし、消費税はすべての市民に適用されるものであり、今は大きな影響を受けていない者でも、所得の変化により大きな影響を受けるようになるかもしれない。国や自治体が提供するサービスについても同様である。生活保護費を増額すれば、受給者はその恩恵に与るが、受給していない人はそうではない。しかし、生活保護費を受給していない市民も、失業により受給者になり、その恩恵に与るようになるかもしれない。こ

のように、国や自治体の政策はルール・レベルではすべての市民に同じ影響を与えると考えることができるため、影響原理に依拠して一人一票の原則を擁護することができるであろう。⁽³¹⁾

第二に、影響は政治共同体の構成員以外にも及ぶのではないか、という問題も生じるであろう。ある政治共同体の決定は、国内に住む外国人はもとより、海外に住む外国人にさえ何らかの影響を及ぼしうるからである。たとえば、原子力発電所からALPS処理水を海洋放出すれば、そこにトリチウムが含まれる以上、日本国内に住む外国人は言うまでもなく、海外に住む外国人にさえ、何らかの影響を及ぼすことは避けられない。それゆえ、影響原理はグローバル・ステークホルダー・デモクラシーを帰結するであろう(松尾 2016)。ロバート・E・グッデインは、そうした過大包摂を回避するために、修正された影響原理を複数検討しているが、いずれも問題を抱えているとする(Goodin 2007 = 2008: Chapter 7)。

しかし、なぜ国民には選挙権・被選挙権が与えられるのに、外国人には選挙権・被選挙権が与えられないのであろうか。これにたいしては、包括的影響 (comprehensive effects) と 限定的影響 (limited effects) を区別することによって応答することが可能であろう。政治共同体の構成員にたいしては、すべての政策が多かれ少なかれ包括的に影響を及ぼすが、政治共同体の構成員以外にたいしては、限定的な影響を及ぼすにとどまるであろう。それゆえ、政治共同体の構成員以外には、包括的な発言権である選挙権・被選挙権ではなく、限定的な発言権が与えられるのが妥当だということになるであろう。このように包括的影響と限定的影響を区別することによって、影響原理の範囲という問題を整合的に理解することが可能となる。

第五節 結論

以上、現代政治理論における民主主義の価値論争を整理・検討し、それを踏まえて私の集合的自己決定論を提示してきた。本稿のテーゼを最終的に提示すれば、次のようになる。民主主義の思想的基礎は集合的自己決定論である。それによれば、決定の影響を受ける者すべてが熟議・決定に平等に参加できるようにすべきである。市民みずからが熟議・決定していれば、後にその決定が正しくなかったことが判明したとしても、市民はその結果を受け入れざるをえないし、また受け入れることができるからである。このように、ステイルツやズールのように集合的自己決定を「自律」や「著者性」の概念で置き換えて済ませるのではなく、影響原理・受容可能性原理・熟議民主主義によって補強することが、私の集合的自己決定論の特徴であり、本稿で取り組んできたことである。

すでに見たように、トマス・クリスティアーンは自己統治論に二つの批判を加えているが、いずれも反論可能である。第一の批判は、なぜ政治参加が自由にとって必要不可欠だといえるのか、というものである (Christiano 1996, esp. 19, 43, 56-57)。この批判にたいしては、政治以外の自由も重要であるが、集合的意思決定は個人を拘束する以上、政治においても自由を実現する必要があると反論することができるであろう。そして、個々の集合的自己決定に参加しないという自己決定 (棄権) も可能であるため、個人の自由を侵害することにはならないと反論することができるであろう。第二の批判は、多数決で負けた人々が自由であるといえるのか、というものである (Christiano 1996, esp. 19, 43, 57)。この批判にたいしては、熟議があるとともに、「公正」の理念による自己規制や少数派の権利保障があれば、少数派も多かれ少なかれ自由であると反論することができるであろう。

小林卓人も、集合的自己決定論に近い自由の民主主義論 (共同著者性に基づく自律論) にたいして三つの疑問を呈しているが、いずれも反論可能である。第一に、なぜ各人が共同著者性の道徳的請求権を有するのかが明らかではない。

第二に、不都合と強制の事実にとのように応答できるのかも明らかではない。そして第三に、非民主的な政治的手続きを正当化する可能性もある、と(小林 2023:186-188)。これらの批判は、しかし、少なくとも私の集会的自己決定論には当てはまらない。第一の疑問にたいしては、集会的自己決定を影響原理と受容可能性原理で補強することで人々が集会的自己決定の権利を有していることを説明できると反論することができるであろう。第二の疑問にたいしては、熟議民主主義などによって不一致の問題に対処することができるという主張を導出する可能性はないと反論することができるであろう。⁽³²⁾

さて、近年、民主主義やデモクラシーというタイトルを冠した新書が数多く公刊されているが、そのほとんどが民主主義の政治史・政治思想史を概観するにとどまり、なぜ民主主義が望ましいのか、という民主主義の思想的基礎に踏み込んではいない。⁽³³⁾近年、日本において民主主義の思想的基礎が論じられなくなっているのは、民主主義が定着してきたことを反映しているのかもしれない。だが、序論で述べたように、民主主義は権威主義体制、ポピュリズム、テクノクラシーの挑戦を受けるようになっており、民主主義の思想的基礎を固めることは喫緊の課題になっている。そうしたなか、なぜ民主主義が望ましいかに言及した高等学校教科書『公共』が出来していることは歓迎すべき展開である。本稿の議論は、この文章をより深く理解するのに資するであろう。本稿の冒頭では、第二次世界大戦後に記された丸山眞男の文章を引用したが、最後に『公共』の文章を引用して、本稿を締め括ることにしたい。

民主主義によって、つねに望ましい結果が得られるとは限らない。それでも民主主義による決定ならば、私たちが納得して受け入れる可能性は高い。また、たとえば独裁者による決定を見直すことは難しいが、民主主義ならば、何か問題があったときには見直すこともできる。(間宮ほか 2022: 40)

* 本稿の草稿は、九州大学政治研究会（二〇二四年一〇月一九日）、民主主義理論研究会（二〇二五年一〇月七日）、九州大学法学部・地球社会統合科学府合同演習（二〇二五年一〇月二七日）で報告し、数々の有益な助言をいただいた。記して感謝したい。

注

(1) この問題設定は、民主主義が望ましいことを前提にして、どのような思想がそれをうまく基礎付けることができるか、という論理構成になっている。どのような思想が望ましいのか、その思想からすれば、どのような政治体制が望ましいのか、という論理構成にはなっていない。私の問題設定自体にバイアスがかかっていることは否めない。しかし、民主主義の基礎が揺らぎ始めていはいえ、民主主義の望ましさに同意する人は依然として多いであろう。他方、どのような価値が望ましいかに関しては、合意に達することは容易ではない。このことを考慮して、自覚的にこの問題設定にしていることに留意してほしい。

(2) ただし、道具的価値論と非道具的価値論を対置し、非道具的価値論に内在的価値論を含める見解もある（福家 2022: 710）。道具的価値論と内在的価値論・非道具的価値論の論争の嚆矢となったのは、『政治哲学ジャーナル』（*The Journal of Political Philosophy*）において、リチャード・J・アーネソンとクリストファー・G・グリフィンが道具的価値と非道具的価値に関する論争を繰り広げたことであろう。アーネソンは、民主主義が長期的には「最善の結果」＝「個人の重要な道徳的権利の最大限の実現」をもたらすとして、民主主義を道具論的に正当化した（Arneson 2003）。グリフィンは、民主主義は本質的に公正な手続きであるとして、民主主義を非道具論的に正当化した（Griffin 2003）。

(3) 田畑真一は、ジョセフ・ラズの権威論とジェレミー・ウォルドロン「公正な意思決定手続き」論のあいだの論争に遡って、民主主義の価値論争を概観している（田畑 2021）。

(4) ただし、エドゥアルト・ベルンシュタインは、民主主義は「社会主義をかちとるための手段」であると同時に「目的」でもあるとしている（ベルンシュタイン 1974: 188）。

(5) 道具的価値論には、基本的権利を保護する手段として民主主義を正当化するリチャード・J・アーネソンの議論もある（Arneson 1993: 118-125）。しかし、アーネソンの議論は十分に展開されているとは言いがたいため、ここでは採りあげない。

(6) 日本では、田畑真一がエストランドの認識的民主主義論を紹介・評価しているほか（田畑 2017; 田畑 2021）、内田智や坂井亮太が認識的民主主義論に与している（内田 2019; 坂井 2022; 坂井 2026）。

(7) デイヴィッド・M・エストランドは、何が適格であり何が適格でないかを判断する基準については明確にしていない（Estlund 2008:

63-64)。

(8) エレース・ランデモアは「開放的民主主義」において、認知的民主主義論にも言及し、認知的民主主義論では内在的価値論と道具的価値論が統合されているとする。ランデモアによれば、認識民主主義論では、良い結果をもたらすためには、すべての人々が平等な条件で包摂的な熟議・投票に参加できなければならないとされているため、民主主義の内在的価値（政治的平等）と道具的価値（良い結果）が統合されているというのである（Landemore 2020: 67）。しかし、ランデモアの説明を読むかぎり、政治的平等は民主主義の内在的価値として位置づけられているわけではなく、良い結果をもたらすための「前提条件」として位置づけられている（Landemore 2020: 7）。ランデモアの認知的民主主義論は、ランデモアの意図に反して、民主主義の道具的価値論であると解釈されるべきである。

(9) ただし、アダム・プシエヴォスキは、民主主義の価値を内在的価値であるとしている（Przeworski 2024: 5）。しかしプシエヴォスキは、人々の対立や不一致を平和裏に処理する最善の方法として、民主主義を最小主義的に擁護しており（Przeworski 2024: 12）、通常の用語法に従えば、内在的価値論ではなく道具的価値論であるといえるであろう。

(10) 民主的平和論の萌芽は、共和政では戦争を起こすのに慎重になるとしたイマヌエル・カント『永遠平和のために』（一七九五年）やトーマス・ペイン『モン・センス』（一七七六年）に見られる（カント 1985: 32-33; ペイン 1976: 61-62）。ただし、共和政同士では戦争を起こすのに慎重になるとしたわけではなく、この点で民主的平和論と異なっている。

(11) ハワード・ウィリアムスは、カントを援用するマイケル・ドイルやフランシス・フクヤマでさえ道徳的議論ではなく経験的議論の色彩が強いと指摘している（Williams 2001: 243-244）。

(12) 根岸（1982）の注を見るかぎり、根岸の民主主義論は誰かに依拠したのではなく、彼自身が考えたものであるように思われる。蓮見二郎は、再行主義的民主主義論として、ダーレンドルフ、ポパー、井上達夫、施光恒、そして根岸毅を比較し、根岸の革新性を指摘している（蓮見 2004: 145-149）。

(13) エレース・ランデモアは『民主的理性』では「自身の間違いから学習する能力」の重要性を指摘するにとどまっていたが（Landemore 2013: 240 = 2025: 下 201）『民主主義論争』では、民主主義には「間違い」を迅速に「訂正する」インセンティブがあると指摘している（Brennan and Landemore 2022: 235-236）。

(14) 内田智は「認知的」と訳しているが、本稿では「認知的」に統一している。

(15) ただしアダム・プシエヴォスキは、参加や熟議は言うまでもなく、そもそも選挙にすら多くを期待していない（Przeworski 1999: 43-44. cf. Przeworski 2018: 123-127 = 2021: 163-167）。プシエヴォスキによれば、そもそも民主主義には限界があり、人民の支配、人

民のための支配ではありえても、人民による支配ではありえないというのである (Przeworski 2010: 166)。それゆえ、私の批判にたいしては、民主主義に過大な期待を寄せていると反論するであろう。

(16) それ以外の重要な論者としては、クリストファー・G・グリフィン (Griffin 2003)、『エリザベス・アンダーソン (Anderson 2009)』ジェイムズ・リンドレー・ウィルソン (Wilson 2019) といった名前を挙げることできるであろう。

(17) ただし、トマス・クリスティアーノは「民主主義への人権の道具論的擁護」(二〇一一年)では、民主主義の内在的価値よりも道具的価値のほうが重要であるとしている (Christiano 2011)。

(18) トマス・クリスティアーノは「多数派の統治」では「公開的平等 (public equality) ではなく政治的平等 (political equality) を提唱して来た (Christiano 1996: Chapter 2)。たしかに「publicity / public / publicly」という語を使用しているが、その意味内容は公開的平等論における public とは異なる (Christiano 1996: 60, 69)。

(19) ジェイク・ズールは『序列』の書評論文において、コロドニーは「誰をも支配しないⅡ」では「平等という積極的關係に内在的価値がある」としていたが、『序列』ではその立場から距離を置いていると解釈している。そして、「社会的平等に賛成することと社会的不平等に反対することのあいだには隙間 (daylight) があるが、ほとんど見分けがつかない」と批判している (Zuehl 2024: 568-100)。

(20) 両者は現在、カリフォルニア大学バークレー校哲学部の同僚であるが、二人のあいだにもニュアンスの相違があり、福家佑亮は、コロドニーが「平等」に着目するのにならして、ヴィーホフは「非従属」に着目している (福家 2019: 83-84; 福家 2022: 141-143)。他方、ゾルタン・ミクロジは、コロドニーが「従属 (subordination) に反対するのにならして、ヴィーホフは「友情」(friendship) を重視するとしている (Miklosi 2025: 670, 673)。

(21) 「著者性 (authorship) という概念は、ルソー『社会契約論』第二編第六章の文章に由来している。その文章は、岩波文庫では「法にしたがう人民が、その作り手でなければならない」と訳されている (ルソー 1954: 60)。

(22) それ以外の重要な論者としては、ダニエル・フィルポット (Philpott 1995)、『マリア・パウラ・サッフォンとナーディア・ウルピナティ (Saffon and Urbinati 2013)』アンナ・ステイルツ (Stitz 2016)、『ジェイク・ズール (Zuehl 2016)』ジェイムズ・リンドレー・ウィルソン (Wilson 2021)、『アダム・ラヴェット (Lovett 2021)』アダム・ラヴェットとジェイク・ズール (Lovett and Zuehl 2022)、『アンナ・ミリオニ (Milioni 2024)』とごった名前を挙げることできるであろう。

(23) クリスティアーノ・F・ロストブルは、すでに「熟議型自由——批判理論としての熟議民主主義」(二〇〇八年)において、熟議民主主義と自由の関連を考察していた。ロストブルの「熟議型自由」(deliberative freedom) の構想では、民主主義は、自由を実現す

るための道具的価値を有しているだけでなく、それ自身が自由の一部をなしており、内在的価値を有しているとされている。すなわち、熟議への参加者としての地位が尊重されていること自身が自由を実現していると見なされるとされていたのである (Rostböll 2008)。

(24) 日本では、小林卓人のほか、福家佑亮が平等的民主主義論に与している (福家 2019; 福家 2022)。

(25) 自由的民主主義論者が民主主義の内在的価値を不平等な自由に求めるはずはなく、当然、平等な自由に求めているはずである。ただし、ジェイク・ズールは、民主主義の思想的基礎を自由 (自己決定、自律) と平等に求め、両者は独立しているが絡み合っているとしている (Zuehl 2016: 27-32; Lovett and Zuehl 2022: 495-497)。これにたいして、マリア・パウラ・サッフォンとナーディア・ウルビナティは、民主主義の思想的基礎を平等な (政治的) 自由に求めている (Saffon and Urbinati 2013: 442-443, 459-460)。私も、民主主義の思想的基礎を自由と平等ではなく、平等な自由に求めたい。自由と平等という定式には、民主主義には直接結びつかない平等まで含まれてしまい、規定として過大になると考えるからである。なお、この平等な自由は、ハンス・ケルゼンに遡るものである。ケルゼンは『民主主義の本質と価値』第二版 (一九二九年) において、民主主義の第一義的な理念は自由であり、平等は「消極的・形式的・二義的なものに過ぎない」と明言している (ケルゼン 2015: 119)。「万人は可能な限り、そして平等に自由でなければならぬ。したがって万人は国家意志形成に参与、しかも平等に参与すべきである」(ケルゼン 2015: 119)。

(26) 自己決定の概念は民族自決 (national self-determination) の文脈で用いられてきたが、対内的には民主主義の文脈で用いることもできるであろう。それどころか、アンナ・ステイルツによれば、自己決定の対外的側面 (民族自決) は、自己決定の対内的側面 (民主主義) に寄生するものである。外国が干渉すべきではないのは、その国の市民が政府を選択すべきであるからであるという (Stitz 2016: 98-99)。

(27) ただしアンナ・ステイルツは、集合的自己決定が必ずしも民主主義を要請するわけではなく、歴史的・社会的文脈によっては非民主主義 (たとえば立憲君主制) が集合的自己決定的でありうるとしている (Stitz 2016: 111; Stitz 2019: 127-131)。

(28) 内野正幸は『民主制の欠点——仲良く論争しよう』(二〇〇五年) において、民主制の本質を「団体的な自己決定」に求めている。そして、留保を付しつつも、ある団体にとって何が望ましいかを正しく判断できるのは、外部の人ではなくその団体とそのメンバーであるとしている (内野 2005: 40)。これにたいして私の集合的自己決定論は、当事者こそが正しい判断を下せるという前提に依拠して集合的自己決定を擁護するものではない。

(29) 間接的な集合的自己決定に関して、私は、市民による政党、政権、候補者の選択という「三重の自己決定」モデルを提示した (岡崎 2009: 8)。

(30) 私は、自由主義と民主主義を異質なものと捉えていないように、立憲主義と民主主義も異質なものと捉えていない。立憲主義とは、憲法の次元における集合的自己決定により、法律・条例の次元における集合的自己決定を制約するものであるからである。立憲主義と民主主義は集合的自己決定論という思想的基礎を共有しており、集合的自己決定論が立憲主義を除外する理由はまったくない。

(31) ただし、個別的な政策が及ぼす影響は、人によって異なるため、その政策の影響をより多く受ける人には、より大きな発言権（たとえば陳情や説明会など）を保障すべきであろう。このように影響原理は、選挙における平等な発言権と、それ以外の政治参加に關する平等な発言権とともに擁護するであろう。

(32) 小林卓人は、非民主的な政治的手続きにエビストクラシーだけでなくロトクラシーも含めている（小林 2023: 188）。しかし、そもそもロトクラシーは民主主義と対立するものではなく、民主主義の一形態（抽選制民主主義ないし抽選型代議制民主主義）であると捉えるべきであろう。なお、集合的自己決定論がロトクラシーとは相いれないとする論者もいるが（Lalont 2020: 10, 111, 126, 161-162; Lovett and Zuehl 2022: 486-487; Landa and Pernick 2025: 263-264）、私は集合的自己決定がロトクラシーと両立すると考えている。この点は別稿で検討したい。

(33) かつては新書においても民主主義の思想的基礎が論じられていた。たとえば、阿部斉『デモクラシーの論理』（一九七三年）や福田歓一『近代民主主義とその展望』（一九七七年）は、近代民主主義の価値（原理）として自由と平等を挙げた（阿部 1973: 第二章；福田 1977: 113-126）。他方、宮田光雄『現代日本の民主主義——制度をつくる精神』（一九六九年）は集合的自己決定に相当するものを挙げていた。「みずからの下した悪しき決定は、その成果をみずからの責任として切りとらねばならないとしても、なお何らの発言権なしに自己の利益のためにとられた一方的措置よりも好ましいものである」（宮田 1969: 132-133）。橋爪大三郎『政治の教室』（二〇〇一年）も同様である（橋爪 2001: 90-92）。なお、新書ではないが、宇野重規／田村哲樹／山崎望『デモクラシーの擁護——再帰化する現代社会で』（二〇一一年）は、「再帰的近代化」がもたらす諸困難に対処する手段としてデモクラシーを擁護している（宇野ほか 2011）。

引用文献

阿部信喜（2023）『憲法』第八版、高橋和之補訂、岩波書店。

阿部斉（1973）『デモクラシーの論理』中央公論社（中公新書）。

粟田武斗／山口晃人 (2025) 「【書評】シモーヌ・チェンバース著『現代民主主義論』、『政治研究』第七二号、一〇五―一二二頁。
石田光規 (2025) 「自己決定の落とし穴」筑摩書房 (ちくまプリマー新書)。

内田智 (2019) 「現代デモクラシー論における熟議の認知的価値——政治における「理由づけ」の機能とその意義をめぐる再検討」、『政治思想研究』第一九号、二七〇―三〇二頁。

内野正幸 (2005) 『民主制の欠点——仲良く論争しよう』日本評論社。

宇野重規／田村哲樹／山崎望 (2011) 『デモクラシーの擁護——再帰化する現代社会で』ナカニシヤ出版。

岡崎晴輝 (2005) 「市民自治と自己決定の理念」、『政治研究』第五二号、一一―三三頁。

岡崎晴輝 (2009) 「市民自治と代表制の構想」、『政治研究』第五六号、一―二二頁。

カント (1985) 『永遠平和のために』宇都宮芳明訳、岩波書店 (岩波文庫)。

ケルゼン、ハンス (2015) 『民主主義の本質と価値 他一篇』長尾龍一／植田俊太郎訳、岩波書店 (岩波文庫)。

小林卓人 (2019) 「政治的決定手続きの価値——非道具主義・道具主義・両立主義の再構成と吟味」、『政治思想研究』第一九号、二三八―二六九頁。

小林卓人 (2023) 「デモクラシーと自律」、『政治思想研究』第二三三号、一六九―二〇一頁。

坂井亮太 (2022) 『民主主義を数理で擁護する——認知的デモクラシー論のモデル分析の方法』勁草書房。

坂井亮太 (2026) 「認知的民主主義」田村哲樹／山本圭編『現代民主主義理論ハンドブック』所収、ナカニシヤ出版、五五―六九頁。

瀧川裕英 (2022) 「一人一票の原則を疑う」、『東京大学法学部「現代と法」委員会編「まだ、法学を知らない君へ——未来をひらく13講」所収、有斐閣、二二七―三三三頁。

田畑真一 (2017) 「デモクラシーは「正しい」決定を生み出す必要があるのか——David M. Estlund, *Democratic Authority: A Philosophical Framework* を読む」、『政治思想学会会報』第四四号、七―九頁。

田畑真一 (2021) 「正統な権威としてのデモクラシー——認知的価値と平等からのデモクラシー擁護論の検討」、『政治思想研究』第二二一―二二七頁。

根岸毅 (1982) 「政治における試行錯誤の機会——もうひとつの民主主義論」、石川忠雄教授還暦記念論文集編集委員会編『石川忠雄教授還暦記念論文集 現代中国と世界——その政治的展開』所収、慶應通信、七九三―八二六頁。

根岸毅 (2003) 『原理主義と民主主義』慶應義塾大学出版会。

橋爪大三郎 (2001) 『政治の教室』PHP研究所 (PHP新書)。

- 蓮見二郎 (2004) 「民主主義・再行主義・政治教育」、『法学研究』第七七卷第一二号、一三五―一六二頁。
- 福田歓一 (1977) 『近代民主主義とその展望』岩波書店 (岩波新書)。
- 福家佑亮 (2019) 「デモクラシーを支えるもの」、『実践哲学研究』第四二号、三五―九八頁。
- 福家佑亮 (2022) 『デモクラシーの哲学的基礎づけについて』京都大学大学院文学研究科提出博士論文。
- ブライス (1929) 『近代民主政治』第一卷、松山武訳、岩波書店 (岩波文庫)。
- ペイン、トーマス (1976) 『モモン・センス 他三篇』小松春雄訳、岩波書店 (岩波文庫)。
- ペルンシュタイン、エドゥアルト (1974) 『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』佐瀬昌盛訳、ダイヤモンド社。
- 松尾隆佑 (2016) 「影響を受ける者が決定せよ——ステークホルダー・デモクラシーの規範的正当化」、日本政治学会編『年報政治学二〇一六―II 政党研究のフロンティア』所収、木鐸社、三五―三七五頁。
- 松尾隆佑 (2026) 「境界線と民主主義」、田村哲樹／山本圭編『現代民主主義理論ハンドブック』所収、ナカニシヤ出版、一二三―一三八頁。
- 問宮陽介ほか (2022) 『公共 (高等学校公民科用) 文部科学省検定済教科書』東京書籍。
- 丸山眞男 (1998) 『自己内対話——3冊のノートから』みすず書房。
- 丸山眞男 (2014) 『政治の世界 他十篇』松本礼二編注、岩波書店 (岩波文庫)。
- 水野肇 (1990) 『インフォームド・コンセント——医療現場における説明と同意』中央公論社 (中公新書)。
- 宮田光雄 (1969) 『現代日本の民主主義——制度をつくる精神』岩波書店 (岩波新書)。
- ミル、J・S・ (2019) 『代議制統治論』関口正司訳、岩波書店。
- 文部省 (1995) 『文部省著作教科書 民主主義』渡辺豊／出倉純編、徑書房。
- 山口晃人 (2022) 『書評論文』開かれた民主主義の批判的検討、「相關社会科学」第三〇／三一合併号、九三―九七頁。
- 山口晃人 (2023) 「自己統治は代表民主政を正当化できるか」、日本法哲学会編『法哲学年報二〇二二 現代法実証主義』所収、有斐閣、一五―一六三頁。
- 山口晃人 (2025) 『エレクトクラシー・エピストクラシー・ロトクラシー——代表制デモクラシーを再考する』名古屋大学出版会。
- ルソー (1954) 『社会契約論』桑原武夫／前川貞次郎訳、岩波書店 (岩波文庫)。
- Anderson, Elizabeth (2009) "Democracy: Instrumental vs. Non-Instrumental Value," in Thomas Christiano and John Christman, eds., *Contemporary Debates in Political Philosophy*, Wiley-Blackwell, pp. 213-227.

- Arneson, Richard J. (1993) "Democratic Rights at National and Workplace Levels," in David Copp, Jean Hampton and John E. Roemer, eds., *The Idea of Democracy*, Cambridge University Press, pp. 118-148.
- Arneson, Richard J. (2003) "Defending the Purely Instrumental Account of Democratic Legitimacy," *The Journal of Political Philosophy*, Vol. 11, No. 1, pp. 122-132.
- Brennan, Jason (2017) *Against Democracy*, With A New Preface by the Author, Princeton University Press. [カニヤンハク・トコトナ (2022) 『カニヤンハク・トコトナ』 上巻 民主主義の危機 (憲法論)]
- Brennan, Jason and Hélène Landemore (2022) *Debating Democracy: Do We Need More or Less?* Oxford University Press.
- Chambers, Simone (2024) *Contemporary Democratic Theory*, Polity Press.
- Christiano, Thomas (1996) *The Rule of the Many: Fundamental Issues in Democratic Theory*, Westview Press.
- Christiano, Thomas (2008) *The Constitution of Equality: Democratic Authority and Its Limits*, Oxford University Press.
- Christiano, Thomas (2011) "An Instrumental Argument for a Human Right to Democracy," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 39, No. 2, pp. 142-176.
- Christiano, Thomas and Sameer Bajaj (2024 [2006]) "Democracy," in *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, First Published on 27th July 2006; Substantive Revision on 18th June 2024. <https://plato.stanford.edu/entries/democracy/>
- Cohen, Joshua (1986) "An Epistemic Conception of Democracy," *Ethics*, Vol. 97, No. 1, pp. 26-38.
- Dahl, Robert A. (1990) *After the Revolution? Authority in a Good Society*, Revised Edition, Yale University Press.
- Estlund, David M. (2008) *Democratic Authority: A Philosophical Framework*, Princeton University Press.
- Estlund, David and Helene Landemore (2018) "The Epistemic Value of Democratic Deliberation," in André Bächtiger et al., eds., *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, Oxford University Press, pp. 113-131.
- Goodin, Robert E. (2007) "Enfranchising All Affected Interests, and Its Alternatives," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 35, No. 1, pp. 40-68.
- Goodin, Robert E. (2008) *Innovating Democracy: Democratic Theory and Practice After the Deliberative Turn*, Oxford University Press.
- Griffin, Christopher G. (2003) "Democracy as a Non-Instrumentally Just Procedure," *The Journal of Political Philosophy*, Vol. 11, No. 1, pp. 111-121.
- Kolodny, Niko (2014a) "Rule Over None I: What Justifies Democracy?" *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 42, No. 3, pp. 195-229.
- Kolodny, Niko (2014b) "Rule Over None II: Social Equality and the Justification of Democracy," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 42, No. 4, pp. 511-541.

- pp. 287-336.
- Kolodny, Niko (2023) *The Pecking Order: Social Hierarchy as a Philosophical Problem*, Harvard University Press.
- Lafont Cristina (2006) "Is the Ideal of a Deliberative Democracy Coherent?" in Samantha Besson and José Luis Martí, eds., *Deliberative Democracy and its Discontents*, Routledge, pp. 3-25.
- Lafont, Cristina (2020) *Democracy Without Shortcuts: A Participatory Conception of Deliberative Democracy*, Oxford University Press.
- Landa, Dimitri and Ryan Pevnick (2025) *Representative Reason: Democracy: A Justification*, Oxford University Press.
- Landemore, Hélène (2013) *Democratic Reason: Politics, Collective Intelligence, and the Rule of the Many*, Princeton University Press. (「トーマス・ハントキートン (2025) 『民主的理性——多人数の決める政治の正しさ』上巻、福家佑亮ほか訳、勁草書房。」)
- Landemore, Hélène (2020) *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*, Princeton University Press.
- Levy, Jack S. and William R. Thompson (2010) *Causes of War*, Wiley-Blackwell.
- Lovett Adam (2021) "Democratic Autonomy and the Shortcomings of Citizens," *Journal of Moral Philosophy*, Vol. 18, Issue 4, pp. 363-386.
- Lovett Adam and Jake Zuehl (2022) "The Possibility of Democratic Autonomy," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 50, No. 4, pp. 467-498.
- Miklosi, Zoltan (2025) "Social Equality and Democratic Authority," *Res Publica*, Vol. 31, Issue 4, pp. 667-683.
- Milioni, Anna (2024) "Relating to Each Other as Free and as Equals: Beyond the Egalitarian Justification of Democracy," *Res Publica*, Vol. 30, Issue 4, pp. 625-641.
- Näsström, Sofia (2011) "The Challenge of the All-Affected Principle," *Political Studies*, Vol. 59, Issue 1, pp. 116-134.
- Pettit, Philip (2012) *On the People's Terms: A Republican Theory and Model of Democracy*, Cambridge University Press.
- Pettit, Philip (2014) *Just Freedom: A Moral Compass for a Complex World*, W. W. Norton & Company.
- Philpott, Daniel (1995) "In Defense of Self-Determination," *Ethics*, Vol. 105, No. 2, pp. 352-385.
- Popper, Karl (1987) "Zur Theorie der Demokratie," *Der Spiegel*, Nr. 32/1987, S. 54-55. (「M・ホーナー (2013) 『民主制の理論と現実』両倉敏廣／荒井啓介訳、加藤秀治郎／岩淵美克編『政治社会学』第五版所収、一藝社、三〇三—三〇九頁。』)
- Przeworski, Adam (1999) "Minimalist Conception of Democracy: A Defense," in Ian Shapiro and Casiano Hacker-Cordon, eds., *Democracy's Value*, Cambridge University Press, pp. 23-55.
- Przeworski, Adam (2010) *Democracy and the Limits of Self-Government*, Cambridge University Press.
- Przeworski, Adam (2018) *Why Bother with Elections? Polity Press*. (「アダム・プリシホフスキ (2021) 『それでは選挙に行く理由』粕谷祐

子／山田安珠訳、白水社。]

- Przeworski, Adam (2024) "Who Decides What Is Democratic?" *Journal of Democracy*, Vol. 35, No. 3, pp. 5-16.
- Rostboll, Christian F. (2008) *Deliberative Freedom: Deliberative Democracy as Critical Theory*, State University of New York Press.
- Rostboll, Christian F. (2015a) "The Non-Instrumental Value of Democracy: The Freedom Argument" *Constellations*, Vol. 22, No. 2, pp. 267-278.
- Rostboll, Christian F. (2015b) "Non-Domination and Democratic Legitimacy." *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, Vol. 18, No. 4, pp. 424-439.
- Rostboll, Christian F. (2020) "Democracy as Good in Itself: Three Kinds of Non-Instrumental Justification," in Ester Herlin-Karnell and Matthias Klatt, eds., *Constitutionalism Justified: Rainer Forst in Discourse*, Oxford University Press, pp. 235-263.
- Russett, Bruce (1993) *Crashing the Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*, Princeton University Press. [トナース・ト
カミル (1996) 『ペンス・トモトナチャー——冷戦後世界への原理』 鴨武彦訳、東京大学出版会。]
- Saffon, Maria Paula and Nadia Urbinati (2013) "Procedural Democracy, the Bulwark of Equal Liberty," *Political Theory*, Vol. 41, No. 3, pp. 441-481.
- Stilz, Anna (2016) "The Value of Self-Determination," in David Sobel et al., eds., *Oxford Studies in Political Philosophy*, Vol. 2, Oxford University Press, pp. 98-127.
- Stilz, Anna (2019) *Territorial Sovereignty: A Philosophical Exploration*, Oxford University Press.
- Viehoff, Daniel (2014) "Democratic Equality and Political Authority," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 42, No. 4, pp. 337-375.
- Williams, Howard (2001) "The Idea of a Liberal-Democratic Peace," in Mark Evans, ed., *The Edinburgh Companion to Contemporary Liberalism*, Edinburgh University Press, pp. 241-252.
- Wilson, James Lindley (2019) *Democratic Equality*, Princeton University Press.
- Wilson, James Lindley (2021) "An Autonomy-Based Argument for Democracy," in David Sobel et al., eds., *Oxford Studies in Political Philosophy*, Vol. 7, Oxford University Press, pp. 194-226.
- Wilson, James Lindley (2022) "Making the All-Affected Principle Safe for Democracy," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 50, No. 2, pp. 169-201.
- Zuehl, Jake (2016) *Collective Self-Determination*, Ph. D. Dissertation Presented to the Faculty of Princeton University.

Zuehl, Jake (2024) "Kolodny Against Hierarchy." *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 52, No. 4, pp. 565-595.